

平成29年度環境技術実証事業 テーマ自由枠に関する実証機関選定の観点

実証機関選定の考え方について

平成29年度環境技術実証事業 テーマ自由枠に関する実証機関の選定に当たっては、以下の各観点に基づいて行います。

1. 組織・体制について

- ① 実証機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること。
- ② 組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること。
- ③ 定期的な内部監査を実施すること。
- ④ 実証業務にかかる記録の保持を実施すること。

【申請書類】

- ・実証機関の実施体制等に関する資料
(申請書類：別添2、2-1～2-5、2-9～2-10)
- ・実証機関に必要とされる要件を証明する添付資料
(申請書類：別添6の①)

- ⑤ 別添に定める品質管理システムを構築・文書化し、適切に実施すること。

【申請書類】

- ・「別添：実証機関において構築することが必要な品質管理システム」を満たすことが確認できる品質マニュアル等の文書（いかなる名称、様式でもよい）

2. 技術的能力について

- ① 実証計画の作成方針に記載のある実証試験の実施等が可能なこと。
- ② 実証対象技術に関する十分な実績を有していること。
 - ※ 新たに設立される法人については、実証対象技術に関する十分な実績を持つ人員を有していること。
- ③ 実証を実施する技術的能力を有する十分な人員、試験設備を有していること（必要に応じ、試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることは妨げない）。
 - ※ 自ら試験研究機関を持たない機関については、上記1.、2.の観点を踏まえ、十分な組織・体制及び技術的能力を擁する組織と連携するなどにより、実証機関としての役割を果たせる体制が明確であること。

【申請書類】

- ・実証の実施体制等に関する補足説明資料
(申請書類：別添2、2-1～2-5)
- ・試験に利用する機器及びその保有状況について
(申請書類：別添5)
- ・実証機関に必要とされる要件を証明する添付資料
(申請書類：別添6の②)

- ④ 提案された実証計画の作成方針、追加業務の提案が、より高い成果が得られると見込まれること。

【申請書類】

- ・実証の実施体制等に関する補足説明資料
(申請書類：別添 2-2、2-7)

3. 公平性の確保について

- ① 実証対象技術の選定及び実証の運用等の各手続において、実証申請者によって情報や対応が異なるおそれがないこと。
- ② 実証業務で知り得た技術情報等の機密保持手続が、実証申請者等によって異なるおそれがないこと。

【申請書類】

- ・実証機関に必要とされる要件を証明する添付資料
(申請書類：別添 3、別添 6 の③、④)

4. 公正性の確保について

- ① 特定の実証申請者等への助言その他行為により、実証の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ② 実証の運用等の各手続において、特定の実証申請者等との利害関係が影響を及ぼすおそれがないこと。
- ③ 実証申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置、記録及び是正処置を実施すること。
- ④ 実証機関の責任者が、実証申請者の役員もしくは使用人である場合は、当該実証申請者が製造した機器の実証を行わないこと。
- ⑤ 実証に携わる職員が、実証申請者等の役員もしくは使用人である場合は、この職員は当該実証申請者が製造した機器の実証を行わないこと。

【申請書類】

- ・実証機関に必要とされる要件
(申請書類：別添 3、別添 6 の③、④)

- ⑥ 個別ロゴマーク及び実証番号の交付事務にあたり、交付先とその連絡先、実証申請者等による使用媒体等の管理を行うのに十分な体制、人員が確保されていること。

【申請書類】

- ・実証の実施体制等に関する補足説明資料
(申請書類：別添 2-1、2-6)

- ⑦ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ⑧ 「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について（改正平成24年5月15日付け環境会発第120515002号）」に基づく指名停止を応募時点において受けていない者であること。

5. 経理的基礎について

- ① 実証機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財政上の独立性があること。
- ② 定期的に会計監査を実施すること。

【申請書類】

- ・実証の実施体制等に関する補足説明資料
(申請書類：別添2、別添2-9、2-10)
- ・実証機関に必要とされる要件を証明する添付資料
(申請書類：別添6の⑤)

- ③ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

6. 経費積算等の妥当性について

- ① 環境省が定める仕様等に基づき、適正に実証業務が行えるよう経費の積算がなされていること。
- ② 手数料予定額が、各技術分野の実証試験要領に添付されている「手数料項目」を踏まえ、適切に設定されていること。

【申請書類】

- ・実証に要する費用の見込み（概算）
(申請書類：別添4)

7. その他

- ・分野見直し及びテーマ自由枠運営小委員会における実証機関選定の具体的な手順については、実証運営機関において、別途規則を定めるものとする。

以上

<申請書類一覧>

申請書類	様式	参照 頁
● 表紙 平成 29 年度環境技術実証事業の実証機関としての 応募について	別添 1	1
● 実証機関としての実施体制	別添 2	3
● 実証の実施体制等に関する補足説明資料		
1. 実施体制の概要	別添 2 - 1	5
2. 実証計画の作成方針	別添 2 - 2	7
3. 実証計画の作成に関する実施体制等	別添 2 - 3	8
4. 試験の実施に関する実施体制等	別添 2 - 4	9
5. データの検証及び試験の監査に関する実 施体制等	別添 2 - 5	1 0
6. 個別ロゴマーク及び実証番号の交付事務 に 関する実施体制等	別添 2 - 6	1 1
7. 追加業務の提案	別添 2 - 7	1 2
8. 技術実証検討会（必要に応じて技術実証 検討会分科会）の運営体制について	別添 2 - 8	1 3
9. 経理に関する実施体制等	別添 2 - 9	1 4
1 0. 経理に係る内部監査に関する実施体制 等	別添 2 - 1 0	1 5
● 公平性・公正性の確保に関する説明資料	別添 3	1 6
● 実証に要する費用の見込み（概算）	別添 4	1 7
● 実証試験に利用する機器及びその保有状況につ いて	別添 5	1 9
● 実証機関に必要とされる要件を証明する添付資 料一覧	別添 6	2 0
● 品質マニュアル等、実証機関における品質管理 を規定する文書（いかなる名称、様式でもよい。）	—	—

平成 29 年度環境技術実証事業
実証機関選定の観点

実証機関において構築することが必要な品質管理システム

環境技術実証事業における実証機関は、JIS Q 17025 (ISO/IEC17025) 「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」、JIS Q 17020 (ISO/IEC17020) 「適合性評価—検査を実施する各種機関の運営に関する要求事項」に準拠した品質管理システムを構築すること。本年度の本事業では、両規格への準拠については、専門家による研修により担保する予定である。そのため、専門家による研修に出席すること。